

記入例

様式第18 (第33条関係)

変更届は、主たる事務所の所在地または営業所の所在地を変更する場合、いわゆる中核SSに関する届出の場合は変更日より前に提出、その他の場合は変更以後遅滞なく提出してください。

石油販売業変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- ・住所について、法人の場合は謄本などで登記されている住所、個人の場合、住民票上の本人の住所を記載してください。
- ・主たる事務所の所在地について、実際に本社業務を行っている住所を記載してください。通常は届出者の住所と同じですが、登記上の本社住所と別の場所に石油販売業の部門がある場合などはその所在地を記載してください。
- ・主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局に提出してください。(正1部、写2部)

届出者 商号、名称 〇〇株式会社
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては、代表者の氏名)
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	商号の変更、代表者の変更 営業所の廃止、追加、施設の変更等	後述の記載例や届出事項別一覧表の変更の理由等を参考に具体的に記入してください
変更前		
変更後	営業所を追加する場合は次項の第2面も添付してください	複数の変更を同時に行う場合、枠内に記載しきれなければこの様式の例により作成した書面に記載して本書の次に添付してください。
変更(予定)年月日		
変更の理由	経営合理化のため	取締役会議での決議による、〇〇からの譲渡(受入)のため、〇〇と合併のため等後述の記載例を参考に出来るだけ具体的に記入してください。
設備の処分に関する事項	設備撤去	〇〇へ譲渡等後述の記載例を参考に出来るだけ具体的に記入してください。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 変更事項の欄には、法第27条第1項第1号から第6号までのうち、変更する事項を記載すること。
 - 3 法第27条第1項第3号から第5号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。
 - 4 「密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。
 - 5 「設備の処分に関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合に限り記載すること。

特定石油販売業者のみ

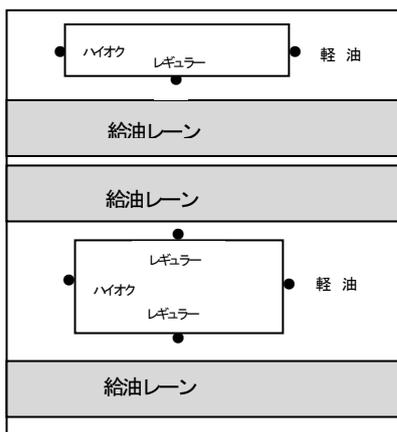
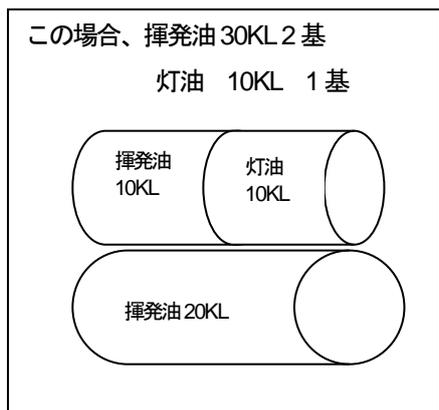
営業所を減少させる場合も含まれます

営業所を追加される場合や設備規模の変更をされる場合などに使用してください

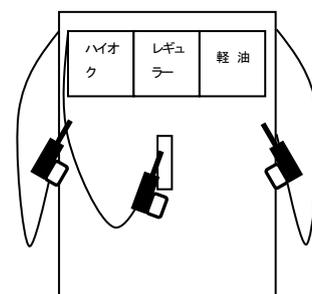
(第2面)

3 主たる販売施設の概要		郵便番号	123-4567	電話番号	123-456-7890
営業所の名称	〇〇給油所	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
貯蔵設備・計量器 (可搬式も含む。)		貯蔵設備等がない場合は欄を斜線で抹消してください。			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数		
a 揮発油	KL	基	基		
b 灯油	KL	基	基		
c 軽油	KL	基	基		
d			基		
e			基		
<p>「タンク基数」は1タンクを中仕切りで仕切っているような場合、それぞれの油種を1基とみなします。「計量器数」は同時給油できるノズルの本数とします。</p>					
主たる販売施設の概要		郵便番号		電話番号	
営業所の名称		住所			
貯蔵施設・計量器 (可搬式も含む。)					
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数		
a 揮発油	KL	基	基		
b 灯油	KL	基	基		
c 軽油	KL	基	基		
d	KL	基	基		
e	KL	基	基		
4 主たる仕入先	〇〇石油株式会社	元売名や卸業者など			
5 販売しようとする石油の種類	揮発油、灯油、軽油	原油、揮発油、灯油、A~C重油、液化石油ガスなど。潤滑油、アスファルト、グリース等については届出対象外			
6 事業開始予定時期	〇〇年〇〇月〇〇日				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 「主たる販売施設の概要」は営業所ごとに記載すること。
 3 「主たる販売施設の概要」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。



左記のような給油機の場合、揮発油3基、軽油2基でカウント。



変更届出書枠内部分の具体的記載例

複数の変更を同時に行う場合等、枠内に記載しきれなければこの様式の例により作成した書面に記載して本書の次に添付してください。

代表者の変更

変更事項	代表者の変更
変更前	代表取締役 経済 太郎
変更後	代表取締役 近畿 次郎
変更（予定）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	取締役会の決議による
設備の処分に関する事項	

営業所の廃止

変更事項	営業所の廃止
変更前	〇〇給油所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
変更後	
変更（予定）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	経営合理化のため
設備の処分に関する事項	設備撤去

営業所が全てなくなり石油販売業から撤退する場合は廃止届出書

営業所の追加

変更事項	営業所の追加
変更前	新たに石油販売業を開始するときは開始届出書
変更後	〇〇給油所
変更（予定）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	経営規模拡大のため
設備の処分に関する事項	営業所を追加される場合、第2面も記入の上、一緒に提出してください。

営業所所在地の変更

変更事項	〇〇給油所（営業所）の所在地の変更
変更前	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
変更後	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 TEL123-456-7890
変更（予定）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	取締役会の決議による
設備の処分に関する事項	

設備規模の変更

変更事項	〇〇給油所 設備規模の変更
変更前	
変更後	揮発油（タンク）〇〇KL、〇基、（計量器）〇基 軽油（タンク）〇〇KL、〇基、（計量器）〇基
変更（予定）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	経営規模拡大のため
設備の処分に関する事項	変更後の欄に記入仕切れない場合、別に一覧を作成するか開始届出書の第2面に記入し、添付して提出することも可能です。

相続による承継

変更事項	販売業者（個人）の変更
変更前	経済 太郎
変更後	経済 子太郎
変更（予定）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	相続による承継
設備の処分に関する事項	業者の変更を変更届けで行うのは個人事業者の相続による承継の場合のみです。そのほかの場合は廃止届出書と開始届出書を提出してください。

中核給油所

変更事項	設備情報の変更及び追加
変更前	
変更後	別紙のとおり
変更（予定）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	中核給油所となるため
設備の処分に関する事項	第2面（必須）、開始届出書の4面（必須）、第5面（該当がある場合）も添付して提出してください。